

主治医意見書作成料の請求において、
令和7年度より委託市町村が追加となります。

【令和7年3月作成（4月請求分）まで】

【令和7年4月作成（5月請求分）から】

福島市	郡山市	いわき市
白河市	喜多方市	田村市
伊達市	桑折町	国見町
川俣町	磐梯町	西郷村
泉崎村	中島村	矢吹町
三春町	小野町	広野町
楡葉町	富岡町	川内村
大熊町	双葉町	浪江町
飯舘村		



福島市	郡山市	いわき市
白河市	須賀川市	喜多方市
相馬市	田村市	伊達市
桑折町	国見町	川俣町
鏡石町	天栄村	磐梯町
西郷村	泉崎村	中島村
矢吹町	浅川町	三春町
小野町	広野町	楡葉町
富岡町	川内村	大熊町
双葉町	浪江町	飯舘村

上記 **30 市町村** から依頼された主治医意見書の作成料の請求は、
令和7年4月作成分（5月請求分） より **国保連合会** に請求してください。

※注 意※

請求にあたり、現在使用いただいている請求ツール（Excel）の利用は、

令和7年3月作成分（4月請求分）までになります。

令和7年4月作成分（5月請求分）からは、

新しい請求ツール（Excel）にて請求してください。

新しい請求ツールは、令和7年4月以降に、

本会ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.fukushima-kokuho.jp/kaigo/index.html>

福島県国保連合会ホームページ>介護サービス事業所等の皆様へ>主治医意見書作成料

※ご不明な点がございましたら、本会宛て御連絡ください。